

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

理由

「刑法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとされたため、関係条例について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

(福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の
一部改正)

第1条 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条
例(平成19年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成2
1年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第3号及び第4号、第20条第1項第1号及び第3項第1号
中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

(福岡県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 福岡県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例(平成28年
条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に
関する条例の一部改正)

第4条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効
果に関する条例(令和2年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

(福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第5条 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和5
年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２０条第１項（第１号に係る部

分に限る。) 及び第 3 項 (第 3 号に係る部分に限る。) の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
(平成19年条例第21号) 新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
(罰則) 第16条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第16条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成21年条例第2号）
新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)～(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑以上</u>の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑以上</u>の刑に処せられたもの 第20条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑以上</u>の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。た	第19条 (同左) (1)～(2) (同左) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮以上</u>の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮以上</u>の刑に処せられたもの 第20条 (同左) (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮以上</u>の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (同左) 2 (同左) 3 (同左)

改正案	現行
だし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑以上</u>の刑に処せられなかつた場合 (2) ～ (3) (略) 4 ～ 6 (略)	(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮以上</u>の刑に処せられなかつた場合 (2) ～ (3) (同左) 4 ～ 6 (同左)

福岡県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例（平成２８年条例第１号）
 新旧対照表（第３条関係）

改正案	現行
（罰則） 第８条 第３条第６項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は５０万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第８条 第３条第６項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の<u>懲役</u>又は５０万円以下の罰金に処する。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
(令和2年条例第2号) 新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(失職の例外) 第11条 任命権者は、<u>拘禁刑以上</u>の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の例外) 第11条 任命権者は、<u>禁錮以上</u>の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (同左)

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和５年条例第１号）
新旧対照表（第５条関係）

改正案	現行
附 則 １～２ （略） ３ 次に掲げる者に係る旧条例第６条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。 （１） この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち旧個人情報の取扱いに従事していた者 （２） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者 ４ （略） ５ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第６号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、<u>２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。</u> （１） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 （２） 第３項第２号に掲げる者 ６ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。</u> ７～９ （略）	附 則 １～２ （同左） ３ （同左） ４ （同左） ５ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第６号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、<u>２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。</u> （１） （同左） （２） （同左） ６ 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。</u> ７～９ （同左）